

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 4 月 2 日

【会社名】 株式会社電通

【英訳名】 DENTSU INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 山本敏博

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号

【電話番号】 03(6216)8013

【事務連絡者氏名】 経理 1 部長 長森秀樹

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号

【電話番号】 03(6216)8013

【事務連絡者氏名】 経理 1 部長 長森秀樹

【縦覧に供する場所】 株式会社電通 関西支社
(大阪市北区中之島三丁目 2 番 4 号)
株式会社電通 中部支社
(名古屋市中村区名駅三丁目28番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

2019年3月28日に開催された当社第170回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社グループを純粋持株会社体制に移行させるため、当社を吸収分割株式会社、当社100%出資の吸収分割準備会社である株式会社電通承継準備会社を吸収分割承継株式会社とし、2020年1月1日を効力発生日として、当社が営む一切の事業(但し、当社が株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理およびグループ運営に関する事業を除きます。)を吸収分割により吸収分割承継株式会社に承継させる旨の吸収分割契約を承認するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

当社グループが純粋持株会社体制に移行することに伴い、第1号議案に係る吸収分割の効力発生を条件として、その効力発生日に、当社の商号および目的の変更を行うものであります。

第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

監査等委員でない取締役として、山本敏博、高田佳夫、遠谷信幸、桜井俊、ティモシー・アンドレー、曾我有信、五十嵐博および松原亘子の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、新たに勝悦子氏を選任するものであります。

第5号議案 業績連動型株式報酬制度の導入の件

当社の執行役員を対象に中長期賞与として新たに導入された業績連動型株式報酬制度を、第167回定時株主総会で承認された金銭報酬とは別枠で、取締役兼務執行役員に対して適用することおよびその枠組みについて、承認するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個数)	反対 (個数)	棄権 (個数)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	2,337,617	1,423	526	96.49%	可決
第2号議案	2,333,978	5,061	526	96.34%	可決
第3号議案					
山本敏博	2,327,650	11,353	526	96.08%	可決
高田佳夫	2,325,694	12,567	1,269	96.00%	可決
遠谷信幸	2,325,858	12,403	1,269	96.00%	可決
桜井俊	2,323,137	15,124	1,269	95.89%	可決
ティモシー・アンドレー	2,325,476	12,785	1,269	95.99%	可決
曽我有信	2,325,882	12,379	1,269	96.00%	可決
五十嵐博	2,325,979	12,282	1,269	96.01%	可決
松原亘子	2,336,426	2,579	526	96.44%	可決
第4号議案					
勝悦子	2,337,364	1,676	526	96.48%	可決
第5号議案	2,140,198	198,838	526	88.34%	可決

(注) 1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案および第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(注) 2 賛成比率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は集計しておりません。